

那珂川町入札事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、入札事務執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この告示の適用範囲は、町が発注する建設工事及び建設関連委託業務とする。

(指名業者の公表)

第3条 指名業者は、落札者決定後速やかに公表するものとする。

(入札の執行)

第4条 町長は、指名業者が決定したときは、入札の日時、場所等を決定するものとする。

2 入札日時、場所等が決定したときは、指名業者に対し工事入札指名について（様式第1号）により通知するものとする。

3 実施設計書は、事業担当課長の責任において厳重に保管しなければならない。

(入札上の注意事項の掲示)

第5条 入札室に、入札上の注意事項（様式第2号）を掲示するものとする。

(入札の方法)

第6条 入札執行者は、入札場所に予定価格書を用意するものとする。

2 定刻になった場合は、順次入室させ指名業者を読みあげ確認を行うものとする。
この場合、遅刻者は失格とする。

3 指名業者には、町の規定する入札書に必要事項を記載させ、記名押印の上封書にし、入札箱に投函させるものとする。

4 前項の入札には、代理人をして行わせることができる。ただし、当該代理人は入札前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。

(開札)

第7条 開札は、入札の場所において、入札終了後直ちに開札し、補助者をして最低入札者名及び金額を朗読させるものとする。

(落札者)

第8条 入札執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価

格以上で、しかも最低の価格をもって入札した業者を落札者と決定する。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札者のない場合は、状況に応じて再度入札をさせることができる。その回数は、1回までとする。

(くじによる落札者の決定)

第10条 入札執行者は、落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじによりこれを決定するものとする。この場合、入札書に「くじを引いた結果落札」の旨を記載しておくものとする。

(入札結果の報告)

第11条 入札執行者は、落札者が決定したときは、直ちに「入札経過書」を作成し、町長に報告するものとする。

(入札経過の公表)

第12条 入札の経過及び結果については、入札執行の日から3日以内に公表するものとする。

2 公表の方式は閲覧によるものとし、原則として指名競争入札経過書(写し)をもって閲覧に供する。

3 入札に付したもののうち、那珂川町予定価格等公表実施要項(令和6年那珂川町訓令第21号)に定めがあるものを除き、予定価格は落札者決定後に公表するものとする。

4 公表の内容を記載した書面は、入札(見積り)を執行した日の属する年度及び翌年度において、閲覧に供するものとし、閲覧時間等は那珂川町職員の勤務時間及び休息時間に関する規程(平成17年那珂川町訓令第28号)を準用する。

5 公表は、入札執行課の指定する場所とする。

(指名業者数)

第13条 指名業者数の基準を次のとおり定めるものとする。ただし、2者を限度として増減することができる。

工事種別	工事規模				
	130万円未満	130万円以上	500万円以上	1,000万円以上	5,000万円以上
土木一					

式	4	6	8	10	12
建築一式	130万円未満	130万円以上	500万円以上	1,000万円以上	5,000万円以上
管及び電気	4	6	8	10	
舗装	130万円未満	130万円以上	500万円以上	1,000万円以上	
その他工事	4	6	8	10	

2 次に掲げる工事については、前項の規定によらないことができるものとする。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事
- (3) その他町長が特殊な事情があると認める工事

(入札執行時の指導等)

第14条 法令等の遵守については、機会あるごとに業者を指導するとともに入札執行時においてもその徹底を図るものとする。

(業務委託の取扱)

第15条 設計業務委託については、その委託業務上知り得た秘密の守秘義務を徹底させるとともに設計受託者から関連会社を報告させ、当該受託者と資本、人事面等において関連する建設業者を指名から排除するものとする。

(秘密文書管理の徹底)

第16条 入札関係秘密文書（情報も含む。）を取り扱う職員は、その秘密を厳守しなければならない。

(法令違反者等の処分)

第17条 次の各号に掲げる者に対しては、関係法令等の規定により厳正に処分するものとする。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定による談合罪の確定判決を受けた者及び同容疑で逮捕された者並びに捜索を受けた者
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

号) 第3条及び第8条の規定違反により、公正取引委員会から審決により課徴金の徴収等、若しくは同法第3条の規定違反容疑で捜索等を受けた者

(業者の出入り制限)

第18条 建設業者の工事執行関係課への出入りについては、次のとおり制限する。

(1) 休日及び土曜日を除く日の午後1時から同4時までの間に制限する。

(2) 関係課長等は、事務室の出入口に名刺受けを設置し、業者の出入りの応対を簡素化するよう努めるものとする。

2 前項に定める出入りの制限については、次に掲げる事由に該当する場合に限り適用を除外する。

(1) 工事の施行等について、工事担当者等と打合せを必要とする場合

(2) その他課長が必要と認める場合

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の馬頭町入札事務処理要綱(昭和57年馬頭町告示第73号)、小川町入札事務処理要綱(昭和61年小川町告示第22号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

改正文(令和元年9月10日告示第47号)抄
令和元年10月1日から適用する。

改正文(令和2年2月5日告示第114号)抄
令和2年2月5日から適用する。

附 則(令和6年8月7日告示第18号)

この告示は、令和6年8月7日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

那珂川町長

工事入札指名について

.....

.....

.....

.....

.....

.....

上記工事の指名競争入札に指名したから、下記日時に出席の上入札されるよう通知します。

			記					
1	日	時		年	月	日	午	時 分
2	場	所	那珂川町役場					
3	現場説明			年	月	日	午	時 分
			那珂川町役場					
4	設計書閲覧			年	月	日	午	時 分
			那珂川町役場					

様式第2号（第5条関係）

様式第2号(第5条関係)

入 札 上 の 注 意 事 項

- 1 入札者は、定刻までに出席しなければならない。
- 2 常に静粛にし、私語は絶対につつしむこと。
- 3 入札書は、明瞭に記載すること。
- 4 入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 5 入札室には酒気をおびて入場してはならない。
- 6 法令等を遵守し、公正を期すること。

入札執行者は、上記事項のうち2及び5に違反したと認めたときは、退場を命ずる。